

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年告示第71-4号）の一部を改正する告示 新旧対照表

| 改正後（新） | | | | 改正前（旧） | | | |
|---|-----|------|--|---|-----|------|--|
| 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱 | | | | 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱 | | | |
| 別表第2（第11条関係） | | | | 別表第2（第11条関係） | | | |
| 1 訪問型サービス相当 | | | | 1 訪問型サービス相当 | | | |
| 算定項目 | 単位数 | 算定単位 | 単価 | 算定項目 | 単位数 | 算定単位 | 単価 |
| 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「算定告示」という。）別表の1に定める。 <u>ただし、ニからトを除く。</u> | | | 厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額 | 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「算定告示」という。）別表の1イからハ及びチからルに定める。 | | | 厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額 |
| 2～4 （略） | | | | 2～4 （略） | | | |
| 5 通所型サービス相当 | | | | 5 通所型サービス相当 | | | |
| 算定項目 | 単位数 | 算定単位 | 単価 | 算定項目 | 単位数 | 算定単位 | 単価 |
| 算定告示別表の2に定める。ただし、イ(3)及び(4)を除く。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">現行文で国の改正内容に対応できる内容となっているため、改正を要さない。</div> | | | 単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額 | 算定告示別表の2に定める。ただし、イ(3)及び(4)を除く。 | | | 単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額 |
| 6～10 （略） | | | | 6～10 （略） | | | |